

## コワーキングスペース 2PlusC 利用規約

### 第1条 (本規約について)

1. 株式会社クレール（以下「当社」という。）は、当社が運営するコワーキングスペース 2PlusC（以下、「本施設」という。）の利用資格を有する会員の入会に関し、次の通り入会規約（以下「本規約」という。）を制定します。なお、本施設を利用するには、本規約の内容を十分に理解し、これに同意した上で本施設を利用するものとします。
2. 本規約に違反し、当社または本施設の他の利用者等に迷惑を及ぼすと認められる場合には、本施設の利用停止・損害賠償の請求等の措置を取ることがあります。なお、本規約は、管理運営上の都合その他の事由により随時その内容が改定または変更されることがあり、本規約の内容が変更された場合には、当社の公式ホームページ上での掲載をもって通知します。

### 第2条 (利用許諾、契約種別)

1. 当社は、会員に対し本施設の利用を認め、会員はその利用にあたり、本規約で定めるところを遵守するものとします。
2. 本施設の契約種別は下記の3種とし、会員は入会に際し希望する契約種別を選択の上、入会申込書に契約種別を明記するものとします。
  - ① 月極会員
  - ② ドロップイン会員
  - ③ 一般ドロップイン会員

### 第3条 (入会手続き等)

1. 入会希望者は、当社所定の入会申込書に必要事項を記入の上、免許証や健康保険証等の身分証明書とともに当社へ提出するものとします。
2. 入会希望者は、入会登録料を前払いするものとします。但し、一般ドロップイン会員は入会登録料を免除する。途中退会した場合でも、入会登録料は返却しないものとします。

### 第4条 (会費等)

1. 会員は、本施設利用の対価として、指定期間ごとの契約を前提に、以下の会費を前支払いするものとします。なお、会費は第6条第1項に基づき支払うものとする。
  - ① 月極会員：6,600円（税込）
  - ② ドロップイン会員：1,100円/日（税込）
  - ③ ドロップイン会員：330円/時間（税込）
  - ④ 一般ドロップイン会員：1,650円/日（税込）
  - ⑤ 一般ドロップイン会員：550円/時間（税込）
2. 会費には以下の項目を含むものとします。
  - ① 本施設内および本建物共用部において通常発生する上下水道、光熱、空調に関する費用
  - ② 本施設内および本建物共用部の清掃および衛生、環境維持費用
  - ③ その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
3. 当社は、物価や税率の急激な上昇などに起因する維持管理費等の増減により会費が不相当となったと合理的に判断した場合、本施設内における掲示等適切な方法により会員に事前通知を行った上、本条第1項に定める会費を改定することができます。
4. 会員は、会費その他の料金を、以下期日までに本施設1階にあるCafé Clairにて現金または当社が定める電子決済にて支払うものとし、消費税については支払時の税率を採用するものとします。
  - ① 月極会員：利用月の前月25日まで
  - ② ドロップイン会員：利用日の利用開始前まで（1日利用/時間利用）
  - ③ 一般ドロップイン会員：利用日の利用開始前まで（1日利用/時間利用）
5. 当社は、会費の領収について会員からの依頼がない限り、領収書を発行しません。

### 第5条 (契約期間)

月極会員の契約は毎月1日開始、末日終了を基本とし、その有効期間は契約日より1か月とします。更新は以降1か月ごとに毎月25日までに翌月分の月額会費を支払うことで更新とします。なお、月額費用の日割り計算は行わないものとし、月の途中で利用を開始する場合は、月額会費を全額支払うか、翌1日まではドロップイン会員として利用するものとします。

### 第6条 (休業日と営業時間)

本施設の休業日及び営業時間は、本施設の定めるスケジュールに従うものとします。ただし、本施設の維持管理上必要な場合は、予め本施設内における掲示その他の適切な方法により告示の上、休業または時短営業を行う場合があります。会員は、かかる休業または時短営業に関して当社に対し異議および会費の減額を申し立てることはできないものとします。

### 第7条 (利用範囲および利用形態)

1. 当社は、会員に対し、本施設および施設に付帯する設備を本規約および当社の指示に則り利用することを認めます。
2. 会員は、本施設を契約締結時の原状のまま利用するものとし、当社の事前の書面による承諾なく、模様替え、造作の設置その他原状の変更を行ってはならないものとします。なお、当社の承諾を得て原状変更を行った場合は、利用終了後に会員が責任をもって原状に復するものとします。
3. 会員は、本施設が本建物所有者から本建物の一部を当社が借り受け、運営されている施設であることを理解し、本施設および本建物共用部の利用にあたっては、本規約に定める内容を遵守するものとし、当社または本建物所有者からの指示に従い使用するものとします。

### 第8条 (本施設の利用)

1. 本規約における「利用」とは、会員が本施設および本施設内の設備等の共用利用を認めることであって、これらの排他的な占有権限を与えるものではなく、当社と会員は、本規約が借地借家法の適用を受ける建物賃貸借契約に該当せず、会員にいかなる意味においても賃借権が発生しないことにつき予め合意するものとします。
2. 本施設の利用は会員のみ認めるものとし、会員宛に訪問する者（以下「訪問者」という。）の利用は禁止します。訪問者が本施設の利用を希望する場合は、ドロップイン会員、または一般ドロップイン会員の入会が必要となります。
3. 会員は、すべての席において、第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとします。ただし、家具什器類の移動や、机や椅子等の場所に私物を置くことにより長時間の占有（場所取り）、一度に複数の席を占有する等、他の利用者が不便に感じるような席の利用を行ってはならないものとします。
4. 本施設内の当社専用区域への立ち入りはできないものとします。
5. 本施設は敷地内全面禁煙とします。
6. 本施設内に、飲酒した状態で入館（入室）することはできないものとします。
7. 本施設内は飲食持込禁止としますが、当社が事前に認めた本施設1階にあるCafé Clairで購入した商品はその限りではありません。
8. ゴミ処理に関し、会員は本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄しなければならないものとします。
9. 会員の私物管理については、自己責任とし、万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じても当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第9条（インターネット環境提供サービス）

1. 当社は会員に対し本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。
2. 会員が当社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次の各号のトラブル等については、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - ① インターネット上のウェブサイトの適合性
  - ② インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
  - ③ インターネット上のエラーや不具合
  - ④ インターネットの利用不能により生じた損害
  - ⑤ インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
  - ⑥ インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
  - ⑦ その他前各号に関連するトラブル等
3. 当社は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。

#### 第10条（費用負担）

会員が故意または過失により、本施設内に設置された家具什器備品等を破損または毀損した場合、会員は、その原状回復に必要な修理や交換等にかかる費用を負担するものとします。

#### 第11条（修繕）

1. 当社および本建物所有者が実施する修繕には、次に掲げるものがあります。
  - ① 本施設および本建物共用部の躯体および付属施設の維持保全に必要な修繕
  - ② 電気・上下水道等インフラ設備に関する修繕
  - ③ 本施設、本建物共用部にある情報設備に関する修繕
  - ④ 本施設および本建物共用部の修繕
2. 会員は、修繕すべき箇所を発見したときは、速やかに当社に知らせなければなりません。
3. 会員は、本施設または本建物共用部に破損箇所を生じさせたときは、当社に直ちに届け出なければなりません。かかる破損が会員の故意過失により生じた場合には、その損害については、当該会員がその賠償責任を負います。
4. 第1項の規定に基づき、当社または本建物所有者が修繕を行う場合、当社はあらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、会員は、当該修繕の実施を拒否できないものとします。
5. 当社および本建物所有者が、本施設および本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修または増築のため、本施設および本建物共用部の全部若しくは一部の利用を中止する必要があると認めるときは、会員に対し、本施設の全体もしくは一部の利用中止を要請することがあります。この場合において、会員は、当該要請を拒否できず、会員は当該利用中止期間に対する会費の減額、補償等の請求を行うことはできないものとします。

#### 第12条（会員カードの発行）

1. 当社は、会員に対し会員カードを発行するものとします。
2. 会員カードに関して以下の各号に定める行為を禁止する。
  - ① 会員カードを第三者に貸与、譲渡および担保に供すること
  - ② 会員カードの所有権を第三者に移行すること
  - ③ 会員カードを複製、偽造、改造、変造すること
3. 発行された会員カードについて紛失、破損、盗難が発生した場合に、会員は、直ちにその旨を当社に届け出なければなりません。この届出を怠り、当社に損害が生じた場合、会員は、その損害の一切についての賠償責任を負います。なお、会員カードを再発行する場合、会員は、再発行手数料として金1,100円(税込)の負担が発生します。

#### 第13条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の用に供してはなりません。

#### 第 14 条（禁止または制限される行為）

1. 会員は、本施設内の設置物の移動を行ってはなりません。
2. 会員は、本施設内（本建物共用部を含む。以下同様。）において次の各号に該当する行為および本施設または当社もしくは他の会員に損害や迷惑をおよぼす行為等を行ってはなりません。
  - ① 当社が指定した禁止箇所への立ち入り
  - ② 下駄、スパイク等床面を著しく傷つける履物での立ち入り
  - ③ 本施設利用者等に迷惑をおよぼす行為ならびに音、振動、臭気等を発し、本施設利用者等に迷惑をおよぼす可能性のある物品の持ち込み
  - ④ 本施設内のおよび階段、廊下等の共用部分を占有することまたは物品を置くこと
  - ⑤ 本施設内での動物の飼育や持込み（当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）
  - ⑥ 本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物の掲示等を行うこと
  - ⑦ 本施設内にてネットワークビジネス、MLM、マルチ商法、保険、情報教材などの販売、勧誘、斡旋などを行うこと。同様に、本施設内にて無断で物販の他営業活動を行うこと、ならびに宗教活動、政治活動を行うこと
  - ⑧ 本施設内で火気等を使用または火気を持ち込みすること
  - ⑨ 本施設内で行う無断での撮影、録音、録画行為、および左記データを SNS 等にアップロードする行為
  - ⑩ 違法行為もしくは公序良俗に反する行為、その他、社会通念上不適切と判断される行為
  - ⑪ 前各号のほか、本施設の運営または維持のために禁止した一切の行為

#### 第 15 条（届出事項）

1. 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、直ちに当社へ申し出るものとします。
2. 会員が前項の申出を怠ったため、当社から会員に対してなされるべき通知または送付されるべき書類等が延着、または到着しない場合においても、期日までに到着したものとみなします。その際、会員に損害が生じても、当社はその賠償責任を負いません。

#### 第 16 条（保守点検等）

1. 会員は、本建物所有者が、本施設内の電気設備について法令に基づく点検を行なうことにより、年に数回の停電作業が発生する可能性があることを予め承知します。
2. 会員は、前項の他に本施設内の設備について法令に基づく点検や定期清掃等を行なうことにより、施設が休業する可能性があることを予め承知します。なお、本条の事由を理由とした施設休業は作業決定後速やかにスタッフより掲示されます。
3. 会員は、本条第 1 項、2 項における停電または休業に際し、本建物所有者または当社に対しなんらの要求をすることはできないものとします。
4. 本条第 1 項および第 2 項の規定に基づく点検立ち入りの際、会員は、点検作業者に協力し、正当な理由がある場合を除き、第 1 項の規定に基づく立ち入りを拒否することができないものとします。

#### 第 17 条（損害賠償）

1. 会員が、故意過失により本建物所有者、当社または他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、会員は当社に対し、直ちにその旨を通知するとともに、誠意をもって自ら対処し、当社および本建物所有者に一切の迷惑をかけてはならないものとします。
2. 当社が、本規約に定める義務を怠り会員に損害が生じ、当社にその損害を賠償する責が認められた場合、当社の賠償額は、当該月における第 4 条第 1 項に定める月額会員の会費の 2 か月分を上限とすることを会員は予め承諾するものとします。

#### 第 18 条（免責事項）

会員が、次に掲げる事由により被った損害について、当社はその責めを負わない。

- ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信機器その他設備機器の偶発的不調や故障等、当社の責めに帰すことのできない事由
- ② 上記の事由以外に本施設もしくは本建物を閉鎖せざるを得ない際に被った損害
- ③ 会員が他の会員もしくは第三者から被った損害

#### 第 19 条（不可抗力による契約の消滅）

前条第 1 号記載の事由により、本施設の全部または一部が滅失または毀損し、会員契約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、会員契約は当然に終了する。これにより当社または会員の被った損害につき、相手方はその責めを負わないものとします。

#### 第 20 条（会員契約の解除）

1. 当社は、会員において次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに会員契約を解除することができるものとします。
  - ① 入会時の申告事由に虚偽または不正があったとき
  - ② 会員契約を継続しがたいと判断できる行為があり、当社が会員に対し行為を改めるよう相当期間を定め催告したにもかかわらず、当該期間内には是正しないとき
  - ③ 本規約に違反したとき
  - ④ 著しく信用を失墜する事実があったとき
  - ⑤ 暴力団もしくは極左・極右暴力集団の構成員またはこれらの支配下にあるなど、反社会的勢力等と関係有ることが判明したとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき

- ⑥ 当社または他の会員等本施設の利用者に対し、損害を与えたとき
  - ⑦ 故意または過失により、本施設を毀損したとき
  - ⑧ 破産手続を含む、銀行取引停止処分を受けたとき
2. 第1項⑦～⑧により会員契約が解除された場合において、当社に損害が及んだ場合、会員はその損害賠償の責任を免れないものとします。

#### 第21条（会員契約終了後の措置）

会員は、その終了原因を問わず会員契約が終了した場合、本施設内に存在する一切の私物を撤去するものとします。終了後1ヶ月の期間が経過した後も本施設内に私物が残置されている場合、会員において当該私物に係る所有権を放棄したものとみなして、当社は会員の費用負担にて当該私物を撤去することができるものとします。この場合、会員は、当社に対して一切の異議を述べることはできないものとします。

#### 第22条（情報管理）

本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した交流の場を設けることを目的のひとつとしており、本施設内において、会員間で絶えず会話や情報交換が行われることがあります。そのため、会員は自らの責任でその一切の情報を管理しなければなりません。万が一、会員の情報が漏洩した場合でも、当社は一切その責任を負いません。

#### 第23条（雑則）

1. 会員は、本施設の内外を問わず、近隣店舗、住民、ならびに本施設利用者に迷惑をかけないように配慮するものとし、騒音、振動、臭気等の問題を起こさないように十分な注意を払わなければなりません。また、会員間でのトラブルを未然に防止するため、会員は、本施設内において他の会員へ十分な配慮を行わなければなりません。
2. 会員は、本施設が会員相互の共用の場であることを認識し、本施設の内外を問わず、本施設の美化ならびに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう努めることとします。

#### 第24条（反社会的勢力の排除など）

1. 会員もしくは会員の下請者およびその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。)は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社は、いかなる場合においても、前項における反社会的勢力や反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人に対して本施設の利用を禁じます。
3. 当社は、会員が次の各号に該当する場合、何らの催告を要せずに、会員契約を解除することができます。
  - ① 前項の確約に違反したとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 反社会的勢力が利用していると認められるとき
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者ならびに他の会員に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
4. 当社は、前項の規定により、会員契約を解除した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、解除された会員はその損害を賠償するものとします。

#### 第25条（規定の改定）

本規約は、当社の都合により内容が変更されることがあり、会員はかかる改定に異議を述べないものとします。なお、変更の際には、当社の公式ホームページ上で会員への通知等を行うが、通知忘れ等の当社に過失がある場合を除き、変更に伴う責任を当社は一切負わないものとします。

#### 第26条（優先適用）

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとします。

#### 第27条（合意管轄）

本施設の利用に関し紛争が生じたときは、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（規定外事項）

本規約に定めのない事項および本規約の解釈に疑義を生じたときは、当社および会員は、誠意をもって協議し、その解決にあたります。

以上、会員は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することのないよう、本施設の円滑な運営のために当社および他の会員と相互に協力し合うものとします。

2023年9月20日 制定